

県民参加型福祉のまちづくり

- チェック&アドバイス制度
- ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課

はじめに



●チェック&アドバイス制度とは？

県が利用者の立場に立って施設の点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施

福祉のまちづくりアドバイザー（登録者数 計136人）H30.3末時点

利用者アドバイザー	福祉のまちづくりに見識のある障害者等	58人
専門家アドバイザー	建築・福祉の専門家（建築士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士 等）	78人

はじめに



●ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度とは？

「福祉のまちづくりアドバイザー」の助言内容など、
利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運
営の改善を行った施設を認定

～背景～

福祉のまちづくり条例制定(H4)

高齢者、障害者を含むすべての人々が
いきいきと生活できる福祉のまちづくり
を推進



施設の
バリアフリー化に
一定の効果



ところが、実際の施設利用者の意見は・・・

- 案内標識の前に植栽があって見えない
- 手摺の前にソファがあって使えない
- 誘導ブロック上に放置自転車がある など

➡ バリアフリー整備が台無しに・・・



利用者目線に立った配慮が重要視されるべき！

～背景～

1 バリアフリー法(H18)

重点的にバリアフリー化を進める地区のバリアフリー基本構想を策定するにあたって、協議会を組織する場合、構成員に障害者等を含めることが法定化



利用者参加型の
取組が求められる
環境

2 福祉のまちづくり条例改正(H22)

「施設所有者等は利用者等に意見を求め、その意見を尊重して整備・運営するよう努めること」を条例化



チェック&アドバイス制度の創設

チェック&アドバイス・ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度の概要

チェック&アドバイス制度

ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度

点検・助言型

【対象施設】

- 不特定多数の県民が利用する施設
 - ・ 社会福祉施設
 - ・ 医療施設 ・ 商業施設
 - ・ 教育文化施設
 - ・ 公共交通機関 等
- 新築を計画中の施設も対象

点検表型

【対象施設】

- 上記施設のうち一定規模未満の施設（既存施設のみ対象）
- ※点検表型の対象施設であっても、点検・助言型の活用も可能

① あっせん申請

② アドバイザーのあっせん

③ 点検・助言の実施

④ 報告書・点検結果の送付

助言内容を適切に反映し、改善を行った施設所有者の申請

点検表において一定の基準を満たした施設所有者の申請

⑤ 認定申請

⑥ 申請内容の確認

⑦ 認定証の交付

◆ チェック&アドバイスの実施件数

累計●件

◆ 「ひょうご県民ユニバーサル施設」認定件数

累計●件

チェック&アドバイス当日の主な流れ

●オリエンテーション

自己紹介、施設の概要説明、重点チェック項目の確認等



●現地での点検・助言

実際に利用するルートに沿って、一連の動作を点検



●意見交換・とりまとめ

点検箇所毎に各アドバイザーの視点から助言



チェック&アドバイスの実施にあたって

注意点

- 福祉のまちづくり条例の整備基準のみでなく、管理・運営などのソフト面もチェックする。
- 悪い点を指摘するばかりでなく、良い点があれば伝達する。
- 助言の際には具体的な改善策を提案する。
- 周りの人の意見も大切に。